

滋賀県情報発信拠点「ここ滋賀」運営業務委託にかかる 公募型プロポーザル実施要領

滋賀県情報発信拠点「ここ滋賀」運営業務の契約予定者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項について、以下のとおり定めたものです。

1 本業務の内容

(1) 業務名

滋賀県情報発信拠点「ここ滋賀」運営業務

(2) 業務の内容

滋賀県情報発信拠点「ここ滋賀」の基本的機能の運営を行うこと。

別添の滋賀県情報発信拠点「ここ滋賀」運営業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりに。

2 委託期間

契約締結の日から令和14年3月31日までとします。

ただし、拠点の運営については、現在の運営事業者から運営を引き継ぎ、令和9年4月以降に開始するものとします。

3 委託料の額

当該運営委託の委託料は、0円(独立採算制)とします。

4 参加者

公募による

5 参加資格

以下の(1)から(5)までのすべての要件を満たす者であることとします。

なお、共同企業体にあつては、すべての構成員が(1)から(4)までの要件を満たし、(5)については、構成員のうち少なくとも一者が当該要件を満たすこととします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県の機関が定める入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和 57 年 滋賀県告示第 142 号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格

者名簿に、次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】

大分類：役務 中分類：その他の役務の提供

新たに競争入札参加資格者名簿への登録を受けようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。その場合、本プロポーザルにかかる手続きに間に合わないことがあります。

滋賀県物品・役務電子調達システム

滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL 077-528-4314

- (5) 首都圏の市場に詳しい事業者で、物販および飲食の運営実績があること。(ただし共同企業体の場合は、「首都圏の市場に詳しい」「物販の運営実績」「飲食の運営実績」の各要件それぞれを、構成員のうち少なくとも一者が満たしていれば足りるものとする。)

6 参加形態

一者による提案または共同企業体による提案のいずれかによることとします。

なお、共同企業体の場合は、以下の(1)から(4)によることとします。

- (1) 共同企業体名称を定め、全体を統括し、県との契約の当事者となる代表事業者を選任することとします。
- (2) 事業全体を統括する代表者を定めた共同企業体協定書を締結し、写しを1部提出してください。
- (3) 代表事業者および構成員の変更は、原則不可とします。
- (4) 代表事業者および構成員は、単独の事業者としてこのプロポーザルに応募することはできません。また、重複して他の共同企業体の代表事業者または構成員となることもできません。

7 説明会(現地案内)

以下により、説明会を開催します。

なお、説明会への参加は、本プロポーザルへの参加要件とはしません。

(1) 日時

令和8年10月1日(木) から10月15日(木)までの平日いずれかにおいて、申込確認後に日程調整を行います。

(2) 内容

情報発信拠点「ここ滋賀」についての説明および現地案内(1 時間程度)

(3) 場所

滋賀県情報発信拠点「ここ滋賀」(東京都中央区日本橋2丁目7番1号)

(4) 参加申込方法

説明会参加申込書(様式1)を電子メールにより、令和8年10月7日(水)午後5時までに、「13 各書類の提出先および問合せ先」に提出すること。

なお、参加申込書を提出後、平日の午前9時から午後5時の間に、電話にて必ず受信の確認を行ってください。

(5) 留意事項

- ① 説明会は、参加申込単位で個別に実施します。
- ② 参加は、4名以内とします。当日は、名刺を提出してください。
- ③ 説明会では、質問は受け付けません。質問がある場合は、下記「8 質問および回答の方法」に定める手続きにより、提出してください。

8 質問および回答の方法

本プロポーザルに関して質問がある場合は、以下の方法により受付および回答を行うこととします。そのほかの方法による質問は、受け付けません。

(1) 質問方法

質問票(様式2)に、質問内容を記入し、電子メールにより「13 各書類の提出先および問合せ先」に提出すること。

なお、質問票を提出後、平日の午前9時から午後5時の間に、電話にて必ず受信の確認を行ってください。

(2) 質問期限

令和8年10月15日(木)午後5時

(3) 回答方法

受け付けた質問とそれらに対する回答を、滋賀県公式ホームページ内にある「ここ滋賀」のページにて回答します。

なお、最終回答は10月22日(木)を目途とします。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/cocoshiga/>

9 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加し、提案する場合は次の書類を提出してください。

(1) 参加申込(各1部)

- | | |
|---------------|---------|
| ① 参加申込書 | 様式3-1-1 |
| 参加申込書(共同企業体用) | 様式3-1-2 |
| ② 会社等の概要 | 様式3-2 |
| ③ 業務実施体制 | 様式3-3 |

(2) 企画提案書(正本各1部・副本各10部)

※ 仕様書と対照できるよう作成すること。

※ いずれも正本には、事業者名、所在地住所、代表者の職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。

※ 副本10部には、審査の公正を期すため、企画提案書には会社名、住所、ロゴマークなど参加者を特定できる表示をしないこと。

- | | |
|---------------|---------|
| ① 企画提案書 | 様式3-5-1 |
| 企画提案書(共同企業体用) | 様式3-5-2 |
| ② 業務の企画提案 | 様式3-6 |
| ③ 業務スケジュール | 様式3-7 |

(3) 社会施策推進にかかる登録・認定等の状況を証明する資料(各1部)

共同企業体の場合は、構成員のうち一者でも該当する場合に加点対象とするので、構成員のうち一者でも該当する場合には、提出してください。

- ① 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証(滋賀県発行)の写し
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- ③ 高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し
- ④ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し
- ⑤ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書
- ⑥ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し
- ⑦ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- ⑧ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(滋賀県発行)の写し
- ⑨ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- ⑩ 「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、アについては、審査登録機関の証明書の写しを、ア以外については、認証、登録証の写し
 - ア 国際標準化機構が定めた規格ISO14001 に適合している旨の認証
 - イ 一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年9月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21 の認証・登録
 - ウ 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - エ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

(4) 提出方法

持参または簡易書留郵便による郵送とし、電子メールでの提出は不可とします。郵送による場合は、その旨を「13 各書類の提出先および問合せ先」まで必ず電話で連絡してください。

(5) 提出期限

令和8年11月10日(火)午後5時必着

※ 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に提出してください。

(6) 提出先

「13 各書類の提出先および問合せ先」に同じ

(7) 留意事項

- ① 提出された書類は一切返還しません。また、提出後に内容を変更することはできません。
- ② 提出された書類は、受託候補者の選定に必要な範囲で複製することがあります。
- ③ 個人情報以外は、情報公開の請求により開示することがあります。
- ④ 書類提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

10 審査および契約予定者の決定方法

本業務について、最も優れた企画・運営能力を有すると認められた最優秀提案者を受託候補者として選定します。選定にかかる手続きは次のとおりとします。

(1) 審査概要

提出された企画提案書および参加者によるプレゼンテーションの審査を行います。

(2) 書類審査

提出されたすべての提案について、5に掲げる参加資格の確認を行うとともに、9に掲げる提出書類の規定への適合について審査を行い、提出を求めたものが全て指示どおり揃っていない場合は、これを提出した事業者をプレゼンテーション審査への参加候補から除外します。

上記の結果、プレゼンテーション審査候補事業者が4事業者を超える場合は、事前にプレゼンテーション審査に準じて書面審査を行い、点数の高い順に4事業者までをプレゼンテーション審査参加候補とします。

(3) プレゼンテーション審査会

本業務の受託候補者を選定するため、滋賀県情報発信拠点「ここ滋賀」運營業務受託事業者選定会議を、当所属および関係所属の委員7名をもって設置します。

最優秀提案者を選定するため、企画提案者ごとに時間を設定し、企画提案書記載事項について、Microsoft PowerPoint 等によるプレゼンテーションを行っていただき、審査基準に定める評価点を配分します。

- ① 日時 令和8年11月20日(金)午後
- ※ 詳細は、企画提案書提出期限以降、各企画提案者に連絡します。
 - ※ 本業務の主たる業務担当者が出席してください。
 - ※ プレゼンテーションに用いるスライドをA4版横で印刷し、11月18日(水)正午までに11部提出していただく予定です。
- ② 実施場所 滋賀県庁内 会議室
(大津市京町四丁目1-1)
- ※ 公共交通機関を御利用ください。
- ③ 提出先 「13 各書類の提出先および問合せ先」に同じ
- ④ 留意事項
- ※ プレゼンテーションの内容は、仕様書「7 企画提案を求める内容」のうち(1)～(3)とします。
 - ※ 審査の公正を期するため、プレゼンテーション資料には、会社名、住所、ロゴマークなど参加者を特定できる表示をしないでください。
 - ※ 業務実施にかかる体制図などには、参加者名を「当社」と記載してください。
 - ※ 共同企業体の場合、構成員の記載についても同様に、「構成員A」「構成員B」と記載してください。

(4) 審査基準等

企画提案書等を審査するための企画提案項目および着眼点、評価点と配分方法は別紙のとおりとします。

(5) 契約予定者の決定方法

審査員の採点を集計し、評価の総合点が最も高かった提案者を本業務の契約予定者として選定します。ただし、選考委員の平均採点が6割に満たない場合は、受託候補者としません。

(6) 審査結果の通知

プレゼンテーション審査会参加者全員に対し、速やかに文書で通知します。

11 受託候補者選定後の手続き

本業務の最終仕様および契約条件は、受託候補者が提出した企画提案書等を基本とし、県と受託候補者との協議により決定します。ただし、協議が整わなかった場合は、次点評価となった者と協議を行うこととします。

(1) 契約保証金

滋賀県財務規則第230条第3号に基づき免除します。

(2) 再委託

原則として、他者への業務委託は認めません。ただし、本業務の一部を再委託する場合は、本県と事前に協議し、承諾を得た場合はこの限りではありません。

12 その他

(1) 無効

次のいずれかに該当する場合は、その者の参加および提案は無効とします。

- ① 提出期限に遅れた場合
- ② 提出書類に不足があった場合、または指示した事項に違反した場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 企画提案書等の記載内容に明らかに実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- ⑤ その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

(2) 特記事項

- ① 公正な審査を妨害する恐れがあるあらゆる行為を禁止する。
- ② プロポーザルの参加にかかる経費は、すべて参加者の負担とする。
- ③ 提出された企画提案書等は返却しない。
- ④ 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- ⑤ 企画提案を採用した場合でも、双方の協議の上、その内容を変更することがある。
- ⑥ 本業務を実施するにあたっては、必要な関係法令を遵守するものとする。
- ⑦ 本業務の遂行上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、この限りではない。
- ⑧ 受託者は、委託者から業務途中の報告を求められた場合は、速やかに監督職員に報告を行うものとする。
- ⑨ 本業務を遂行する上で、疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
- ⑩ 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。

13 各書類の提出先および問合せ先

〒103-0093 東京都千代田区平河町2-6-3

都道府県会館8階 滋賀県ここ滋賀 担当：池本・平居・平山

TEL 03-6225-2951

E-mail cocoshiga@pref.shiga.lg.jp

※ 問合せ受付時間は、平日午前9時から午後5時までとします。

企画提案項目		着眼点	評価点	係数
1 運営ビジョン		実現可能かつ持続的なビジョンを提案しているか		
	(1) 運営コンセプト	拠点運営の目的に合った、「ここ滋賀」にふさわしい独自性のあるものとなっているか	30	6
	(2) 来館者目標	来館者数の目標設定は適切か	5	1
	(3) 拠点売上目標	拠点における売上目標の設定は適切か	5	1
	(4) 販路開拓目標	拠点運営と連動した販路開拓の目標の設定は適切か	5	1
2 基本的機能		各機能のコンセプトや位置付け、運営の基本条件を正確に理解し、各機能を有機的に繋げた運営が考えられているか		
	(1) 魅力体感			
	① 企画催事	滋賀の魅力を伝える訴求力の高い催事が企画されているか 全館を一体的に活用した効果的な内容となっているか	30	6
	② 食の体感	滋賀の食の魅力を発信するのに適した内容となっているか また、それを実行することが信頼できる豊富な実績等を有しているか	30	6
	③ 情報発信	対象に応じた媒体を活用し、来館につながることを期待できる発信内容か 通行人への発信やメディアへの働きかけについて効果的な工夫がなされているか	30	6
	(2) マーケット	商品選定や展示、販売方法は、県産品の魅力を効果的に発信できるか 専門人材を効果的に活用し、店舗と連動した販路開拓を行う工夫がなされているか テストマーケティングおよび出品事業者へのフィードバックは充実した内容か	40	8
	(3) 総合案内	来館者のニーズに応じ、適切な情報の伝達や取次を行う工夫がなされているか 「ここ滋賀コンシェルジュ」を効果的に活用した来館者へのおもてなしが工夫がされているか 滋賀への誘客、関係人口創出につなげる工夫がなされているか	40	8
3 運営		基本的機能の運営にかかる提案内容が実施可能な体制となっているか		
	(1) 運営体制とスタッフ教育	責任ある運営が可能な体制となっているか スタッフ教育の頻度および内容は、滋賀の魅力発信に適したものとなっているか	20	4
	(2) 施設の利活用	全館の一体活用や、滋賀の魅力を発信する他の施設利用の提案がなされているか	10	2
	(3) 営業時間	効果的な営業時間の提案がなされているか	5	1
	(4) 顧客対応	リピーターを確保し、来館者ニーズに応える提案がなされているか	5	1
	(5) 県内情報の把握	県内事業者と連携し、県内のトレンド等を把握できる提案がなされているか	5	1
	(6) 収支計画	現実的な計画とともに、継続的な運営へのリスクマネジメントができているか 県への納付金について、納付率3%を上回る積極的な提案がなされているか。	5	1
	(7) 契約期間中のスケジュール	運営開始までの準備と効果的な打ち出しが提案されているか	5	1
4 実績評価		類似施設の運営業務に関する受託実績があるか (※グループ提案の場合は、実績のある事業者が参画しているかで評価)		
	同種運営業務受託実績	類似施設の運営受託実績が2件以上ある…10 類似施設の運営受託実績がある…5	10	
5 社会政策推進		社会政策の推進に取り組んでいるか(該当あれば3点) (※共同企業体の場合は、評価項目(1)から(5)について、構成員のうち1者でも該当する場合に加点対象とする。)		
	(1)「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている。または、または次世代育成対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。		3	
	(2) 高齢者雇用確保措置について労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署の届け出をしている		3	
	(3) 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか、 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。		3	
	(4)「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。		3	
	(5)「環境マネジメントシステム」で、次のいずれかの認証、登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証		3	
6 地域要件		県内に本店を有する事業者か(有していれば5点) (※共同企業体の場合は、代表事業者について評価)		
	県内事業者か否か	滋賀県内に本店を有する	5	
合計			300	

採点方法

加算点 1～3の各提案項目について着眼点を軸に内容を評価し、右表の配点を所定の係数で乗じた配点を付与する。

基礎点 4～6については、実績等があれば所定の配点を付与する。

特に優れている	5
優れている	4
普通	3
劣っている	2
特に劣っている	1